

令和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年11月30日（月曜日）
午後 2時00分 開会 午後 4時50分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 10名

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	猪 原 陽 輔 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
委 員	齊 藤 克 己 議員	議 長	吉 田 武 司 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

総 務 部 長	鈴 木 均	保健福祉部長	川 辺 聡
財 政 課 長	櫻 井 崇	情報推進課長	大 塚 欣 也
社会援護課長	梅 津 俊 之	長寿あんしん課 長	田 中 克 則
財政課長補佐	小賀坂 真 志	長寿あんしん課 長 補 佐	上 原 弘 之

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

要求資料に対する質疑
事務検査について
その他

午後 2時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

ここで、追加の資料要求について金井委員より発言の要求がありますので、お願いします。

金井委員。

○金井伸夫委員 先日26日の当委員会の質問で、地域介護福祉整備交付金関連のところでこの交付金の法的根拠を伺ったところ、この交付金の交付要綱があるということで説明をお聞きしましたので、この交付金の交付要綱を提出資料として要求したいと思います。

○安保友博委員長 金井委員、その1点でよろしいですか。

○金井伸夫委員 はい。

○安保友博委員長 今の点につきまして、交付金の交付要綱を追加で委員会として要求したいという申出がありました。これについて異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、要求を追加でしたいと思います。

それでは、本日の流れを確認します。

本日の議題は、要求資料に対する質疑、事務検査について、その他です。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは初めに、要求資料に対する質疑を行います。

進行について確認します。

質疑は、前回同様、お手元に配付いたしました特別委員会要求資料に対する質問事項に基づき、資料番号ごとに行います。まず各委員から1回目の質問を順次行い、答弁後、2回目の質疑を行いたいと思います。進行について異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それではまず、資料3-(2)について質疑を行います。順次指名しますので、質疑を願います。質問番号としては、3-18から25となります。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それでは、3-18から順次質問をさせていただきます。

初めに、平成26年1月15日付会計検査院の事前対応について。部長決裁で会計検査前に交付金の返還の意思決定が行われております。この意思決定については市長ではないのか、お尋ねいたします。また、転換していないとすれば、医療機関との調整はどのように行われたのかお

尋ねをします。

次に、平成26年2月20日、会計検査院の検査の日でございます。部長決裁で指摘事項を認め、加算金を含め返還すると回答しているが、これが正しかったのかどうか。補正予算を組んで予算執行したが、市長決裁ではないか。この決裁が、市長決裁をされていない部分があります。また、市長、副市長にはどこまで協議したのかお尋ねをします。交付金4,500万円、加算金1,111万500円、この補正予算を市長にどのように説明しているのかお尋ねをします。

次に、指摘事項を認め、返還すると決まったとき、建設事業主に求償はできなかったのか。求償できないとすれば、求償できない理由についてもお尋ねをします。以前にも同じような事例で事業主に求償し返還した経過があると思いますが、それとの違いについてお答えを頂きたいと思います。

次に、決裁区分や意思決定、起案不存在等に多くの疑義があるが、市としてどのように判断するのか。公文書としてこれが有効なのかどうかお尋ねをします。

国の会計検査に入ることが分かっていたときの市の対応は。とりわけ、病床転換が未実施であることへの市の判断はどのような判断であったのかお伺いします。

なぜ建設後にこの交付金の交付手続が行われたのかお尋ねをします。

一連の交付金の交付手続時には、元和光市職員は厚生労働省に在籍していたので、国の職員が市行政の意思決定に関与することはあり得ないと思うが、市の調査で、元職員の関与があったのか、その辺について明らかにしていただきたいと思います。

最後に、建設事業主に、今回の会計検査院の指摘対応後、説明をされたのかどうか、求償も含めてですけれども、その辺についてお尋ねをします。

○安保友博委員長 質疑に対する答弁を願います。

田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、3-18についてでございますけれども、こちらにつきましては、多額の返還金が生じる重要な事項の意思決定であるため、市長決裁が必要であると考えられますが、職員の聴き取り調査によりますと、元職員が起案担当者に対して、市長、副市長の決裁を受けないよう指示したことが確認されております。また、元職員が、自らの不正行為が発覚するのを防ぐため指示したものと捉えております。補助金交付後の転換に関する医療機関との調整については、どのように調整が行われたのかは不明でございます。

続きまして、3-19でございます。1,000万円以上の国の補助金交付に係る内容になるため、市長決裁で意思決定を行う必要がございますけれども、職員の聴き取り調査によりますと、元職員が起案担当者に対して、市長、副市長の決裁を受けないよう指示したことが確認されており、元職員が、自らの不正行為が発覚するのを防ぐため指示したものと捉えております。また、補正予算を計上する際には説明しているものと考えられます。

続きまして、3-20でございます。補助金の交付先でありますA事業者は、介護療養型医療

施設の病床転換の受皿となる施設を整備していること、また、元職員の不正を知っていたことを裏づける証拠がないことから、補助金の返還を求めるものは難しいと考えております。また、同じような事例で事業主に求償し返還した経緯でございますけれども、こちらは、会計検査等で指摘され、補助金の返還の際に事業者へ求償し返還したことはございますが、そちらの内容につきましては、納品されるべきものがなかったことや、事業を廃止したことによる精算に係るもの等でございます。事業者側に問題があったために、求償し返還したものでございます。

次に、3-21ですが、不適切な決裁区分で決裁された文書であったとしても、公文書であると考えられます。ただし、権限がない職員が行った不適切な意思決定であり、意思決定については瑕疵がある行為であると考えられます。

3-22でございますが、こちらは、平成26年1月頃に自主調査により精査した結果、介護療養病床の転換がなされていないことが確認できました。職員の聴き取り調査によりますと、会計検査の前に元職員の指示で、市長、副市長決裁を受けずに、転換を実施することなく、既に交付された交付金を国庫へ返納する意思決定がなされております。また、平成26年3月31日の実績報告書の提出におきまして、改善策としては、再発防止のため、整備の確認を怠らないよう徹底し、事業の執行に当たっております。

次に、3-23でございますが、職員の聴き取り調査によりますと、元職員からC施設の名義で交付金を申請して、後でその枠をB施設に振り替える指示があったために、変更整備計画書を作成し、建設後に交付手続を行ったものでございます。

次に、3-24でございます。職員の聴き取り調査によりますと、元職員の関与について供述されておりますので、明らかに元職員の関与があったと確認が取れたところでございます。

次に、3-25です。建設事業主に対して説明した内容、事実については、確認はできておりません。

○安保友博委員長 以上の答弁に対しまして、再質疑がある方は挙手を願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の状況を伺うと、全て聴き取り調査ということで、なかなか明快な答えがないんですけれども、意思決定の際に、市長が意思決定しなければいけない部分があつて、そのまま、市長の意思決定がないまま、部長の意思決定、決裁で物事が動いている。返還についてですね。だけれども、補正予算は計上しているの、補正予算のときには、そういう返還金が生じて返しますよということで予算組みはしていると思うんですよ。そのときに、市長がそれを見たときに、私はこれを意思決定していませんよと言えるはずですけども、その辺は、補正予算を説明したときどうだったんでしょうか。

○安保友博委員長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 私からは、補正予算に係る事務手続についてお答えさせていただきます。

財政課では、補正予算案の概要については、必ず市長、副市長に説明を行っております。また、補正予算案の議案と予算資料につきましても、予算事務規則に基づき、起案で市長の決裁

を受けているところでございます。平成26年度当時におきましても、同じように市長等に説明を行っているものと思われまます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、市長が補正予算を認めたということは、返還金に対しての意思決定も市長がそこでしたということですよ。ということは、市長の決裁を受けてこの返還手続が行われたという理解と取れるんですけども、これは聞いていいんですかね。その辺はどうでしょうか。

○安保友博委員長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 私が今説明いたしました予算の概要説明の方法なんですけれども、歳出事業ごとに説明を行いまして、市長等から質疑があった場合に財政課がお答えする形で行っております。補正予算に係る歳出事業については、全て説明はしているところなんですけれども、平成26年当時におきまして、個別の質疑がどのようになされたかにつきまして大変申し訳ないんですが、私は、当時在籍しておりませんでしたので、把握しておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確かにその当時の部分というのは確認できない部分があると思いますけれども、通常のケースで言うと、要するに補正予算を上げて、加算金も含めて5,611万500円ですか、手続の説明をして、何も質疑がないということは、その点でもうこれについて了承したという理解が得られないですかね。要するに、返還金の手続云々よりも、もう補正予算で執行の了解しているわけです。そうすると、一般論として、返還金についての疑義も全くなく執行されたという理解しか取れないんです。要するに、その中でやり取りがどういうふうに行われた云々は別として、やった事実があるわけだから、それだけを捉えると、補正予算の説明をして、返還金として国に5,611万500円を返しますよ、それはもう市長の決裁手続がなくても、市長が了解したと取れるんじゃないですか。私はそういうふうにするんですけども。それで市長が知らないというか、理解をしていないというのはどうかなと思えてしょうがないんですけども。

一般論で聞きますけれども、通常、返還金の手続を知らなくても、補正予算で上げたときには、予算を議会に上げますよ、そのときはもう既にその返還金について了承したという理解は取れますよね。その中のやり取りはどうにしろ補正予算として議会に上げているわけですから。

○安保友博委員長 今のは、一般論として答弁はできますか。

櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 まず、2月の会計検査院による検査で返還が決定されております。歳出予算を補正する時点で、返還が生じたということは認識しているのではないかと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、返還金について、その中でどういうやり取りをしたか分からない部分があると思いますけれども、あくまでも市長説明した段階では、交付金について何らかのそごがあって返還金が生じてしまったということは、その辺でもう理解しているという認

識でいいわけですよ。

○安保友博委員長 櫻井財政課長。

○櫻井財政課長 会計検査院の検査がありまして、返還を行うということは認識しているものと私は考えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 問題は、今回この訴えの提起をしたわけで、そのときにこの返還金について内部でどういう対応をしたかですよ。民事で訴えたわけですから、市長が全く知らないわけがないので、返還金の手続というか補正予算の手続は市長決裁しているはずですから、もし分からないとしたらその時点である程度の調査はすべきだったのかなと思いますけれども、そういう手続は踏んだんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 9月議会に訴えの提起を上程するに当たりましては、顧問弁護士とも協議もさせていただき、当時の関係職員との聴き取り調査も行わせていただきました。その中で、元職員を被告として民事訴訟を提起するという形を取らせていただいたわけでございます。今回、A事業者がこの交付金を交付するという前提の下に、元職員からの指示を受けて当時の担当者が様々な事務手続を進めさせていただいたわけでございます。また、A事業者につきましては、その元職員の不法行為でありますその申請自体を振り替えるといったような内容を認識していたかどうかということについては、確認が取れておりませんので、A事業者に対してこの交付金を求償するということは難しいといったようなことから、当時、元職員の不適切な指示によってこの事務が進められたということを鑑みて、元職員を被告として今回民事訴訟を提起させていただいた経緯でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 その建設事業主に求償できない理由がはっきりしないんですよ。なぜできないのか分からないんですよ。要するに、この手続上、もう建築した建物に対して交付手続をしたわけですから、交付金要綱に基づくと、交付できないんですよ。それをわざわざあたかも大丈夫のように書類を調べて申請した経緯があるんじゃないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回のこの交付金の返還につきましては、平成26年2月20日に行われた会計検査院の検査の指摘によりますと、介護療養病床の転換がされていなかったということが指摘されたことによって、返還理由になったわけでございます。このA事業者は、介護療養型病床の受皿である施設はもう建設しております。特にそれについては指摘もございませんでしたので、介護療養病床45床が転換されていなかった、廃止されていなかったという指摘事項の下に交付金の返還を求められたものでございますので、A事業者に対して求償するのは難しいかと考えます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 この交付要綱上は、もう交付できない施設なんですよ。それに交付金を支出したわけでしょう。今おっしゃるように、会計検査で、転換していないから交付金を返してもらおうというのであれば、会計検査院が指摘した段階で転換すればよかつたじゃないですか。それはできないんですか。要するに、もう転換できるような施設ができ上がっているんですよ。そうしたら、転換すればできたじゃないかと思うんですけども、その辺のやり取りはあったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そのD医療施設に対しまして、会計検査院の指摘の後にどういった形で協議等がされたかについては、特に記録等が残っておりませんので、確認することはできません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 普通に考えて、会計検査院の指摘が、転換していないから返してくださいと言っているのであれば、その時点で転換漏れがあったなら、転換すればよかつたのかと思えないですか。そういう判断はしなかつたということですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時、会計検査院が平成26年2月に入ったわけですけども、その約1カ月前の平成26年1月の段階で、この交付金については、介護療養病床が転換されていないために返還しますといったことを元職員の決裁で内部的には決めてございます。その後、元職員が厚生労働省から市へ戻ってきて、長寿あんしん課長、保健福祉部長というポジションにしながら転換を進めなかつたということも、不法行為の一つに挙げられておりますので、元職員を被告として提起したところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 余りよく分からないので、そうすると、転換すればよかつたというのは、厚生労働省に聞けば分かるんですか。その当時の指摘として、転換していないんだから、転換すれば、加算金を含めて返さなくてもよかつたのかどうか。その辺は確認できるんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 現段階では、その時点で確認できるかどうか分かりませんが、平成26年1月の段階で、交付金を返還するという意思決定を、部長決裁ではございますけれども、返還という方向で市として事務を進めていたと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私が言っているのは、その時点ではなくて、そういう指摘があったときに、通常、一般論として、指摘があって、転換していないんだつたら、国にもう一回聞いてみて、転換すればよかつたんですかねということも聞けるんじゃないですか。そこを聞いているんですけども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金は平成21年度の交付金でございまして、平成21年度中に受皿である施設を建設し、同時に介護療養病床を転換するというのが交付金の交付要綱として出ております。平成26年2月の会計検査の時点で指摘されて、転換するといっても、それはまた交付金の対象外となりますので、結果としては同じになったと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の話は、国に調査した結果と捉えていいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 調査ということではなくて、あくまで交付金要綱に基づいてこの内容を確認したところ、そうなると思います。介護療養病床の転換として、廃止をして新たに創設した施設に対して、1床100万円の45床分の4,500万円の交付金を受けるといった内容になっておりますので、その時点では、受皿としての転換先としての施設は創設されてはおりますけれども、介護療養病床が転換されていなかった、廃止されていなかった、減床されていなかったという指摘の下に、交付金の返還ということになったわけでございますので、それは交付金の要綱から照らし合わせてそういった判断をさせていただいたところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の関連で御質問いたします。

この書類の中に「会計検査院の検査報告に関する報道対応 11月5日の朝日新聞記者」というタイトルの文書があるんですけども、起案文書についているものです。これの中で3番の(3)で「医療機関としては、制度改正により平成29年度末までに転換すればよいものと認識したものと考えられ」という文言があるんですが、それが、病床の管理は県が行っていることであって、チェック体制が万全ではなくて、そういう誤認をしたまま転換されているであろうという市の思い込みによる事務上のミスというふうに発表がされていると思うんですけども、これは先日の委員会での質疑で、病院側とはその病床転換に関して、するという意思を確認できていなかったと御答弁があったかと思うんですが、そもそもここで書かれている事務上のミスであるとか、あるいは平成29年度末までに転換すればいいものと認識していて、転換されているであろうという推測の下にその実績報告を出したということになっておりますけれども、これ自体が事実としてそういうことではなくて、元職員の指示によってこういう形にしたと理解してよろしいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今の御指摘は、11月5日付での報道対応のメモかと思っておりますけれども、恐らく議長報告もされていた時期かと思っておりますので、それとの整合性も取ってこういった対応をし、元職員の指示に基づいてこういった形での対応を統一的に図ったと認識をしております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、当然、市のほうとしては、その手続上、実績報告を出すのに、

転換されているだろうという推測で出すとか、あるいは実際にその病院との協議の結果からして、おかしいとか、あるいは施設のほうへ現場の方は行かれていると思うので、その転換された節がないとか、そういったことは当然あったかと思うんですが、こういった説明をすること、また、補正予算の審議のときにも、会議録を見るとこういった説明をされていると思うんですが、その辺について、不審というのは当時からあったかと思うんですけども、それが表に出なかった理由というのはどういうことなんでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員の指示によりまして、国と調整できるからということで、当時の担当職員もその言葉を信じて事務手続を進めていった経緯もございます。また、実績報告書についても、現場を確認せずに、転換して新たに創設したB施設をとということで実績報告も上がっておりますので、恐らく、推測ではございますけれども、A事業者に交付金を交付するための手続が進められていたと考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 通常の事務処理として、その転換されているであろうとか、そういう形で実績報告を書くことってないんじゃないかと思うんです。実際、そういうことって、ほかでもそういう形で書かれたり、あるいは、思い込みの事務ミスというふうになってはいますけれども、それが起こるような可能性のあるような処理の仕方というのはあり得るんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 原則としてはないと思います。あつてはいけないことだと思いますけれども、A事業者に交付金を交付するための手続の一環として、こういった形で対応したと考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 市としても、どうしてもそのA事業者に交付をしなければならない理由があったわけですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 市としては、元職員がA事業者に交付金を交付しなければならない理由があったがために、不適切な指示を当時の職員へ与えて事務を進めさせたと考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、元職員がそうしなければならない理由があったので、市はそれに協力をしたというか、一切ちゃんとした判断をしないでそういう処理を行ったということなんでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果的にはそういう形になるかと思いますが、当時の対応といたしましては、元職員が国と調整してくるからという言葉信じて事務手続を進めたと理解

しております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 今のところですけども、やはり一連の流れを見ていて、発覚するというか、それまではかなり、元職員と部下とのやり取りだったり、書類の改ざんだったり、課長決裁で意思決定をしたりというような形でしたけれども、ここの会計検査の場合には、補正予算を組んで、市のある意味で決定という形で、それが表に出てきたわけですね。だからこのところで、実際には何らかの不正があったり、このような形で長期にわたって恣意的にゆがめられているものがあれば、表に出てくるべきだと思うんです。そこが最終的に、答弁もそのまま、元職員の意向だったり言い分といいますか、その説明だったりするものが表に出てきてしまっているわけです。そうすると和光市として、当時の委員会の質疑なども見ていますと、それが、個人の意思がそのまま市の答弁だったり決定だったりということに出てきているわけですね。これは、今までその前の保健福祉部の中で行われていたやり取りではなくて、このような形で報道対応だったり表に出てきているものですね。それが個人の、元職員の言い分がそのまま和光市として表に出ちゃっている。というのは、これはこの時点でやっぱり書類の不備だったりするものがあるのであれば、出てこなければおかしい問題だと思うんです。確かに言うように、このような形で転換されているであろうという市の思い込みだったり、そういうようなことが言い分としてはあるんでしょうけど、表に出てきている段階で、こういうことがあってはならないと思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えになっていますか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かに御指摘のとおり、あってはならないことだと思います。それは元職員の不正行為を未然に防ぐために、こういった形の対応を当時の職員に徹底させていたんじゃないかと推測するところでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 和光市が、市長、副市長も含めてですけども、執行部も含めて、全体的なこの元職員の言い分といいますか、意向の中に沿った形で市の決定がなされて、それが説明も、その元職員の説明をそのままに説明されていて、公になっているということがおかしいんじゃないかということをお聞きしているんです。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにおっしゃるとおりなんですけれども、当時の状況ですと、元職員の言動がそのまま外に出ていっているのが、当時としてはそれが事実だったと認識しております。

先ほどの齊藤克己議員への答弁に対する補足ですけども、市といたしましても、元職員によって欺かれていたというのが当時としての認識でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 一連のやはりちょっとよく分からない部分があつて、国の職員だった、和光

市を退職して国の職員、課長補佐になられた方が、市の行政手続に関与したとずっとおっしゃっています。でも、関与があるにしても、行政事務を執行したのは職員です。その当時の職員について、対応はどうされたんですか。今回の訴えの提起をするときに、内部で市長とか含めて協議したと思うんですけども、要するに、実際の行政の執行をしたのは職員ですよ。書類上、それしか残っていないですよ。関与したというのは、聴き取り調査の中で関与が分かったわけです。でも、書類上残っているのは、交付金の手続から、返還金を含めて本人が決裁していますけれども、そういった部分は和光市の職員がやっているんですよ。事務執行しているんですよ。その辺についての対応について、内部で協議されたんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かにおっしゃるとおり、交付申請等につきましては、元職員は厚生労働省におりまして、国家公務員という立場ではございましたけれども、平成20年度以前から元職員がこの交付金に関してはずっと事業者とも関与して事務を進めている中で、平成21年4月から厚生労働省に移った後は、当時の職員に対してこの事務を引き継いで、国の立場からメールですとか電話等で、この事務について指示を与えて進めさせたというところでございます。

確かに、実際に事務執行を執り行ったのは、当時いた職員ではございます。また、起案等についても、当然、元職員の交付等については判子は押してございませぬけれども、元職員の不適切な指示に基づいて、当時の職員が事務手続をさせられたという事実はございますので、それに対して訴えの提起ということで、元職員を被告として訴えたというのは事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今のお話だと、その当時の厚生労働省にいた職員に事務をさせられるという表現をしていますよ。実際、そういった関与ができるんですか。そういう指示があったかもしれないけれども、そのときの職員が判断してそういう起案文書なり交付金の手続をしたんじゃないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 確かに指示を受けて、その中でC施設からB施設につけかえるといったことも、元職員は国と調整してくるからということで、そういった内容も当時の職員が信じて、指示の下、事務執行を進めていたのは事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 事務の進め方として、要するに、指示云々、国のほうで調整をしたとかということはあるかもしれないですけども、現実的にこの書面上残っているのは、もう市の職員の決裁でしかないんですよ。聴き取り調査でやった、やらないと言っても、本人が否認したら、訴えの民事訴訟はどうなんだろうということも出てくるんじゃないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その件については顧問弁護士とも協議したところでございますけれ

ども、今回については、確固たる物的証拠がない、職員の聴き取り調査によって、元職員の関与があったという供述が得られておりますので、今後、詳細につきましては公判の中で明らかにされていくものと確信をしております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 確認ですけれども、警察も、一連の市の訴えの提起、告発したじゃないですか、その一連の事件の中にこれは含めたんですよね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金の件については含んでおりました。捜査の対象となって、関係職員や事業者にも聴き取り調査をやったと聞いております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 それで立件できなかった事実があるんでしょうけれども、その辺の内容について警察から何かあったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの捜査対象ということで、警察から市に関係書類の提出、また関係職員の聴き取り調査をした結果、最終的には事件として挙げることはできなかったということで、関係書類が全部市へ戻ってきて、刑事裁判ということにはならなかったわけでございますけれども、今回、市として、本来であれば交付金の返還というのは、交付先から市に返還してもらって、そちらを原資として国に交付金を返還するわけでございますけれども、それが今回、事業者に対して求償できなかったということもございましたので、市に損害を与えたということで、元職員を被告として損害賠償請求ということで民事訴訟に踏み切ったわけでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 何か言葉尻を余り取りたくないですけれども、事業者に対して求償できなかったと言っていますよね。やればできるんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金交付先のA事業者については、介護療養型病床の転換先としての施設は新たに建設されている事実はございます。また、A事業者が不法行為を知っていたかどうかということの確認が取れませんので、A事業者に対して求償することは難しいと判断しているところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私もこの件に関して一般質問をずっとやってきましたけれども、一般質問をやっている段階では、詳細について警察で調査しているとか、そういう話は全くなかったですよ。確認ですけれども、市はこれに対していつ頃から動いたんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 まず、元職員が昨年の6月に逮捕された後に、全職員を対象として、

元職員の関与している様々な疑義等についてメールでの回答をさせて、全職員からいろんな情報の提供を受けた後、こちらの案件についても、刑事事件の対象ということで全部書類を提出させていただいて、関係職員の聴き取り調査等も警察でずっと行ってきたところでございます。その中で、最終的には刑事事件にされないということで、書類も戻ってきたわけでございますけれども、その後、内部で調査したところ、書類の改ざんの事実があるのではないかとということで、顧問弁護士に依頼して、職員からの聴き取り調査を今年の2月に行い、その後、その結果が顧問弁護士から調査報告として上がったところでございます。

その後、市で内部調査を進めてきた中で、最終的に訴訟を前提として8月にまたさらに職員の聴き取り調査をした結果、訴えの提起を行うという結論に達して、9月議会で追加議案ということで上程させていただいたところでございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 繰り返しになりますけれども、要するに、行政事務を執行したのは市の職員なんですよ。元職員からのそういう指導があったにしろ、やったのは職員ですよ。通常考えると、執行者にある程度の、処分というのは変な言い方かもしれないですけども、何らかがあって当然かなと私は思うんですけども、その辺について、一般的に総務部長はどういうふうに考えますか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 御指摘の状況もあろうかと思えます。ただ、現在、刑事事件の裁判が継続中ですので、そういった状況も含めて、ある程度、一定程度、そういったものが終了した段階でその辺についても検討する必要があるのかなと認識をしております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の段階では検討していないということですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 検討というか、保留中といいますか、現状は、その辺の進捗状況を鑑みながらという状況になっています。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、刑事事件と今回の民事で訴えた両方を総合して判断するということですか。

○安保友博委員長 鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 今回の民事事件につきましても、職員の関わりもございまして、そういったところを含めまして総合的に勘案して検討してまいりたいというふうには考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 重ねてで申し訳ないんですけども、どうしても理解ができないんですが、この返還金が、会計検査院の検査報告について、議長報告はもちろん市長名で出ておられて、その中で「市としては、補助金が交付されたら病床の転換を行わなければならないことは十分

認識していたが、制度改正によって病床転換の期限が延長されたことによって、平成29年度まで猶予されるものとする認識が働いたことに加え」となっております。先ほどの報道対応の文章では「転換されているであろうという市の思い込みによる事務上のミス」というふうになっておりました。もし平成29年度末まで猶予されるというふうに認識していたのであれば、転換されているだろうという認識でその実績報告を出すことはあり得ないかと思うんですが、この説明自体が既に、もうこの2つの文章を見比べただけでも矛盾しているわけです。そういう中で、市長が補正予算を上げる段階であるとか、あるいはその返還を決裁する段階であるとか、そういうときにこの申請そのものからずっと、市長決裁を受けないでという指示の下に、決裁しないで来ているわけですね。それで、返還の補正予算のときに恐らく最初に決裁した形になるんですかね。その時点でこれだけの案件を、会計検査院によるその報告を議長報告として上げなければならないような事態になっている案件に対して、そもそもどういう経過だったのかということは、その時点では調査しなかったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その調査の概要については文書として残っておりませんので、現段階におきましては、その内容については分かりかねます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 これは、先ほど申し上げたように、2つの文章を見比べただけでも説明に矛盾があるわけです。その説明も矛盾しているし、そもそも決裁していないものを申請して交付してもらって、それで事業者に交付をして、結果的に返還しなければならなかったという案件ですね。それを返還する補正のときに初めて市長のところに通ったとして、そこの時点で全然不審にならないということ自体がおかしいんじゃないかなと思うんですけれども、それも元職員の説明を丸のみしたという理解でいいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果としてみれば、元職員の説明によって市もそれに納得というか、結果的には欺かれたわけですねけれども、その時点では元職員の説明を受け入れて、その後の事務を進めていったというのが事実かと思えます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今のこの書類を一覧しただけでも、先ほど申し上げたとおりですねけれども、平成29年度末まで猶予されているという理解であれば、転換されただろうという認識で実績報告を書くことはあり得ないわけですね。平成29年度末が来る前に既に返還しなければならなくなっているわけですし、その認識でいたら、そういう転換されたであろうという報告は上がるはずはないと思うんです。そうした矛盾がある報告を調査もしないでそういう形で受け入れて、税金で返したということによろしいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成21年度の交付金の申請時の制度としては、平成23年度末までに

介護療養病床を廃止するという制度でございましたけれども、その後、制度改正によりまして6年度分延長になったといったようなことがありまして、議長報告等では、この時点でも平成29年度末に延長されておりますことから、当時の説明としては、制度改正で延長になった分、転換の期間も延長されたと認識してというような説明を委員会等でもされたかと思えます。恐らくこの時点でも、実際に介護療養病床が転換されたかどうかの实地検査等はされていなかったと推定されます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 こちらの報道対応のほうでは、医療機関が、平成29年度末に転換すればよいものと認識していたものと考えられ、市としては、転換がされているものと思い込んで実績報告を出したというふうになっているので、こっちの報道対応の文書のほうは、市は、平成29年度末に転換すればよいというふうには思っていなかったということですよ。恐らく、その局面局面で口実というか説明を行っているので、こうした矛盾が出てくるんじゃないかなと推測するんですけども、そうした説明でみんな納得してしまったということなんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その時々で元職員の説明を市全体で信じて、そのとおりに進めていったと認識しております。結果的に、今、待鳥委員がおっしゃるように、報道対応の文章と議長報告の文章に差異が生じたり、この朝日新聞記者に対する報道対応ですけれども、これはどこまでこのとおりにされたかどうかというのは、これは公文書というよりも、恐らく当時のメモとして、特別に起案を上げているわけでもございませんので、これがそのまま対応として図られたかどうかというのは、現段階においては確認することができないと思います。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 この民事訴訟の時効に関して確認なんですけど、民法が改正されて、一般の債権については、旧民法の権利を行使することができることから10年間ということですけども、今回は、債権を行使することができることを知ったときから5年間という、主観的起算点による時効が新設されております。改正民法第166条第1項第1号です。そうしますと、この提起からすると、令和2年2月の調査で分かったというか、そこから起算して5年間までは時効消滅しないと、そういう判断でよろしいんでしょうか。これは弁護士が提訴したわけですから、基本的な提訴ができるという判断の下だと思えますが、お分かりでしたら。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 時効の起点でございますが、今年の2月に、書類の改ざんがあったかどうかというのを顧問弁護士に調査していただきました。その結果が令和2年2月25日に市に報告書として上がってまいりましたので、そちらを起点といたしまして、まだ時効消滅は完成していないという判断の下に提訴したところでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今回、この交付金の関連の一連の今のお話を伺っていて不思議なのが、この

元職員が和光市役所を退職して厚生労働省に就職したわけですよね。2年間、厚生労働省にいて、和光市に戻ってきたということだと思んですが、和光市としては、2年後に和光市役所にまた戻るというようなことをもともと何か考えていたんですか。2年後に和光市に復帰することについて、何か和光市は意図があってそうしたのか。だから和光市が、復帰することを希望したというか意図したということは、何かもともとそういう考えがあったんですか。それは全く偶然ですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の御質問でございますけれども、市の職員が、今回の元職員のように国へ出向とか県ですとか一部事務組合に出向する場合には、期限というものが当初から決められております。一部事務組合ですと2年ですとか、県ですと1年とかというふうに。元職員も2年という期限で、形は、市を退職して厚生労働省に勤務する形を取っていたものでございます。結果としては2年半ということで、半年間は延長になったわけでございますけれども、また市へ戻ってくるという条件で、退職をして国の職員になって、またそちらを退職して市に戻るという形で進められたわけでございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 偶然ではないということなんですけれども、なぜ出向という形を取らなかったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 申し訳ございませんが、その問合せについてはお答えしかねます。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 1点、基本的なところを確認したいんですけれども、ある事業を起案して、その決裁が通ったら予算措置をして、それも決裁を取って、実際にその事業を実施するという、その一連の流れがあると思うんですけれども、その中で、今回、その事業の起案に当たる、交付金を受ける話、それから返還する話というところがその課長決裁になっていたというところがまずあって、それを基にその予算措置がなされて、それで実際に実施に至ったというところだと思えるんですけれども、事業の起案のところでは、そういう隠蔽しようとする工作によって、気づかないうちにそれが通っていたというところがあって、実際にその予算措置をする際に、先ほどの話もありましたけれども、それは市長にも説明があってというところで、実際にそれが議案として上程されて、議会でもそれを審議しているという流れがある中で、その予算措置の段階で、実際に正式な起案文書、様式を整えた起案文書で予算措置がなされていたのかどうかというところが、その時点で気づかなかったのかなというのが1つ疑問としてあるんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回の御質問ですと、交付金の返還のときということでよろしいので

しょうか。最初の当初4,500万円を交付した平成21年度ということでよろしいのでしょうか。

○待鳥美光副委員長 休憩します。(午後 3時00分 休憩)

再開します。(午後 3時05分 再開)

安保委員。

○安保友博委員 もう一回整理します。返還金に関して、課長決裁までしかしていなかったというところの点について、その起案があって、その後に予算措置があると思うんですけども、予算措置をする際にその大本の起案文書について、内容をチェックするということはされていなかったのか、していないのかについて確認します。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 補正予算を請求するに当たっては、財務会計から見積書をプリントアウトしまして、課長と部長の決裁をしたものを財政課に提出して、ヒアリング等を行うわけでございますけれども、特にその段階で起案文書を添付して提出するというようなことはしておりませんので、財務会計で出した課長と部長だけの決裁をしたものを見積書として提出しているところでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そうすると、本来、市長決裁をすべきだった今回の事案については、その大本の起案文書については見たことがないはずなのに突然予算が上がってきているという形になると思うんですけども、そういうところに対するチェックというのはもうふだんから働かないということなんですか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 補正予算を請求するに当たっては、特にそこまでは必要な書類となっております。見積書の中で説明をしていくという流れになっているかと思えます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の点なんですけれども、このような事件が起きたということを踏まえて、今後、4,500万円という額ですので、ある一定額よりも高額な案件について、そもそもの案件というか、その起案部分を確認するような必要というのは現時点で必要だとお考えにはなっていないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こういった大きな損失を生じさせてしまったわけでございますけれども、今後はその決裁区分も含めて管理職でチェックをして、決裁区分等の適正な決裁をするように、事務改善しているところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の指摘を受けて、そういう形への改善というか、そこを明文化するという予定はありますか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 本来であれば、和光市予算事務規則ですとか、和光市事務専決規則、それにのっかって正式に処理するのが当然のことでございます。当然のことがなされなかったということもございますので、管理職で複数でチェックをして、この規則に基づいて正確な決裁区分に回すといったようなチェック機能をより強化したというところでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、現状ではこのような起案の仕方であるとか、あるいは補正予算を通してしまうというか、元の起案を確認をしないで通してしまうという、今と同じようなことは起こり得ない体制になっているということによろしいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 再発防止のためにそのあたりをしっかりと各自認識をして、管理職で厳しくチェックをしているところでございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 遑ってしまい申し訳ないんですが、基本的な認識なんですが、整理させていただきたいと思います。長寿あんしん課内、平成21年当時は、このA事業者のB施設に交付することに対しては、平成22年のときは平成21年にもうできているので、対象外だという認識は課内にはあったということによろしいんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そのとおりでございます。元職員が厚労省に行った後に当時の職員にその事務を引き継いだわけでございますけれども、その担当職員がこの交付金手続を進めていく中で、B施設が交付金対象外だということが分かりましたので、その旨を元職員に伝えたところ、国と調整するから、その手続を取って進めてくれというような指示を受けたという供述は受けております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 それで会計検査院の検査があつて返還するというところで、この病床転換されていないがために返還をしなくてはいけないということだったんですけれども、それが理由ですよね。そうなった場合に、長寿あんしん課の中では、実際には平成21年当時から対象ではない施設に対して交付することが、元職員が働きかけて動いていた中で返還を生じたということが理由として矛盾は感じないといいますか、そこである程度、平成26年の時点で、いやこれはこういう経緯があったんですよというようなことが出てくるのが普通だと思うんですけれども、もう補正予算に組まれて、それも返還の理由というのは病床転換が実際なされていないわけですけれども、そうではなくて、内々といいますか、課内の中での認識と違っていた部分が公に説明をされているということに関しては、職員の中では違和感はなかったのでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時担当した職員の聴き取り調査によりますと、執行事務手続を進

める中で、こちらの案件については交付要綱に合致しない、逸脱している部分があることを認識しながらも、元職員が国と調整するから取りあえず進めてくれと。A事業者に交付金を交付するんだという方向の下に、半ば強制的にさせられたというような認識がございましたので、結果としてこのようになったかと思っております。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 繰り返しになりますけれども、この平成26年の当時、返還金を支払うということになった場合に、今のような経緯があって、それが表沙汰に出てこないというのがどうも分からないんですけれども、実際にそのような認識は、この施設に対して不適合だったというような認識があって、元職員の働きかけがあって、そういうような経緯で交付された。それはもともとなされるはずがないものという認識はあったと思うんですけれども、それがこの平成26年の交付金を返還する段階でも、そのようなことが出てこなかったのかも一度確認をさせてください。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金をA事業者に交付するために、B施設が交付金の対象にならない施設であるということが発覚しないようにするために、元職員の指示に従ってそういった対応を図ったというのが事実でございます。

○安保友博委員長 齊藤委員。

○齊藤克己委員 発覚しないようにというのは、この返還する段階においては、もう公になっているわけじゃないですか、どういう理由にしても返さなくてはいけなくなってしまったということが。その時点で過去に遡って、これはおかしなことだったんだということを内部通報なり何なりの形で、こういう組織上の疑義があるんだということが認識として、その本人以外ではなくて、課の中ですとか、そういったところに認識はなかったんですかということです。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 担当職員としては、その点は認識はされていたかと思っておりますけれども、元職員の不正行為の発覚を防ぐために、元職員からそれを隠蔽するための様々な指示を受けて、そのとおりに従わざるを得なかったというのが現状だと思います。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 よく分からないのは、要するに不正であるという認識はあったんだけど、元職員から言われてしまったから、行政事務をやったということをおっしゃいましたよね。全て職員は分かっているということですよ。そうすると、今度、民事の訴えの提起はどうなるのかなと、本当に取れるのかどうか、弁護士、それ御存じですか、ちゃんと調べたんですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員が国と調整してくるからということ、その言葉を信じて事務を進めていったというのが現状でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今のやり取りの中で、要するに対象となる物件じゃないのを職員が知っていたと。そういう何か聞き取りの結果を言っていましたよね。ということは、事務執行した職員は知っていたわけですよ。そういうことですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 その旨を元職員に伝えたところ、国と調整して付け替えるからということで了解をもらっているからということで、その言葉を信じて事務を進めていったというのが事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私が聞いているのは、交付要綱に合致しない不正な申請だということを知っていたかどうかですよ、その認識があったかどうか。それは職員にあったんですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 職員の聴き取り調査によりますと、このB施設が交付金の交付対象外だという話を元職員にしたところ、元職員が国と調整するから、後で付け替えるからということで、それを信じてそのままこの申請等を進めていったというのが事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、職員側にはそういう認識があったんだけど、元職員が国との調整をするから、結果として大丈夫だよという話が来て、やったという理解をしますけれども、でも、これ税金を使って裁判を起しているの、仮に要するに職員が事実を知っていて、なおかつそれが止まらず、起案も来て交付金の手続もして、なおかつ今度は最終的には還付金を含めて返還金5,600万円返すわけですから、私は、その辺のところは裁判としてどうなのかというのが疑問ではないんですよ。予算ですけども、これは市民の税金ですから。その辺が理解を得られるのかどうか。仮に負けたときですよ。これ100%勝たなければ訴える意味がないわけで、税金を使っているの。それはしっかり調整できてのことですよ。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 訴えの提起に当たって、様々な書類の審査ですとか関係職員の聴き取り調査をした結果、顧問弁護士としては民事訴訟で提起するという判断をしたわけですので、今後は公判の行方を見守っていきたいと考えております。

今回、提起する大きな根拠といたしましては、元職員からC施設をB施設に振り替える理由書を作成して渡すよう指示されたために、当時の課長と担当職員が検討して作成したわけですが、国の内部で調整すると言われたために作成した理由書については元職員に渡しているというような供述が得られております。

なお、この理由書は国に提出されたかどうかについては不明でございます。

そういったことも踏まえて、元職員の過失と認めて民事訴訟を提起した経緯がございます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今のお話を伺っていて、厚生労働省も何でそんな要件に一致しない交付金を4,500万円も交付したのか。元職員に説得されてやむなく交付したのか。そこら辺、厚労省の問題というか責任はないんですかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 厚労省の中でどういったやり取り、協議がされたかについては分かりかねますので、市から提出した交付申請書、実績報告書等を基に、最終的な判断をされて交付決定がされたものと認識しております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 会計検査院の検査の結果のところでお伺いしたいところがあるんですけども、こちら検査の結果、和光市はこの転換整備計画において、介護療養型医療施設の転換に当たっては適合高齢者専用賃貸住宅を民間事業者が整備することにより、介護療養型医療施設に入所している要介護者の地域での受入れが円滑に行われるように留意することとしていたというふうに指摘しておられ、しかしながら、市のほうで特に、こうした円滑に行われるような対策が講じられていなかったというふうに結果として記されております。一方で、議長報告のほうになるんですが、こちらに交付金の返還に至った理由として、病床の管理は埼玉県が行っているため、市のチェック体制が万全ではなかったというふうに書かれているんですけども、これちょっと矛盾しているような気がするんですが、転換整備計画においては、これは市のほうでしっかりと受入れのチェックしますよというふうに言っているにもかかわらず、議長報告のほうには管理は埼玉県だと。これ矛盾していると思うんですが、このあたりいかがですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 まず、議長報告のほうでございますけれども、市が管理しているのであるならば、介護療養病床45床が、まだ45床残っていたというのが認識できたんですけども、県が管理したので、そのあたりが認識できなかったというような理由づけで、そういったような表記をされているかと思えます。

会計検査院の検査結果のところでございますけれども、D医療施設の45床をB施設に転換すると。それを転換するに当たっては、市が円滑に行えるように対策を特に講じていくといったような計画書を作成しておりますので、それを踏まえた検査結果になっていると思えます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 ちょっと理解できなかったんですが、要介護者の地域の受入れが進んでいるかどうかというチェックをするのは市の責任ですよね。計画でもそういうふうにおっしゃってましたよね。その議長報告では、結果として市のチェック体制が万全ではなかったと言っているんですけども、こちらはそれが交付金の返還の理由なのかと疑問に思ったわけですが、管理は埼玉県だというと、ちょっと自分の中では腑に落ちない部分があったんですよ。改めてそこをお伺いしたいんですけども、いかがですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 管理が県ということでございますけれども、D医療施設が介護療養病床を転換したといったような届出については、市でなくて埼玉県に提出することになっておりましたことから、市としてはD医療施設の介護療養病床45床がまだ残っていたということが認識できなかったというようなことかと思えます。

計画につきましては、転換して新たに受皿としての施設を創設するといった内容の交付金の申請になっておりますので、その転換を速やかに進めるように特に対策を講じるといった計画書の内容になっているかと思えます。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 この転換計画については、県のほうにも交付金の書類を提出しているわけなので、県のほうも当然知っていることだと思うんですが、管理は埼玉県ということで、実際に管理している過程で、転換されているかいないかというのは常識的に考えたら分かるのではないかなというふうに思ってしまうのですが、そのあたり、県からのそういった指摘というのはなかったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 特にそういった文書等が残っておりませんので、確認はできませんけれども、県としては和光市だと介護療養病床が今何床あるとか、グループホームが何床あるとか、そういった施設の管理はしておりますけれども、それとまたこの交付金との関係というのは、県ではそのあたりは把握していなかったかと思っております。あくまで県としては、施設の管理だけを行っているところでございますので、市が国の交付金を活用して、こういった介護療養病床の転換を進めているといったようなことと、この介護療養病床との数字とはリンクはしてこないのかなと考えております。

○安保友博委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 そうしますと、この議長報告では、市のチェック体制が万全ではなかったというのは、どこを指してのチェックが万全ではなかったということになるんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 県が管理しております介護療養病床の病床数が転換されていなかったと、減少していなかったということをチェックできなかったということだと考えられます。その時点でチェック、県が管理している病床数を確認していれば、転換されていなかったという事実が認識できたのではないかと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 この病床転換については、医療施設との交渉はそもそもなかったんですね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成22年1月14日の段階でD医療施設にお伺いして、そのあたりを協議をさせていただいておりますけれども、特にそういった記録等はございませんので、あくまでも職員からの聴き取り調査だけの記録というか記憶しかございませんので、その後、特に

やり取りしたといったような、聴き取り調査からも、また書類からも、そういったものは出てきておりません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 ということは、申請当初からそもそも転換させるというか、転換ということは念頭になかったというか、そもそも転換されない内容だったということと思えるんですけども、そういう理解でいいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 平成22年1月にお伺いした段階では、その当時の制度としては、介護療養病床は平成23年度末で廃止という制度でございましたので、その時点までどういった形で転換するかについては、まだ判断はされていなかったと聞いております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 通常であれば、医療施設の転換の意思を確認しないまま転換されているものと思って実績報告を出すということはある得ないわけですよ。恐らくその実績報告に基づいて、県、あるいは関東信越厚生局、そちらから何らかの照会というか、何かが入って、これは会計検査院の検査になったということなんですか。逆に言うと、会計検査院の検査が入らなければ、これは発覚しなかったということになるんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果として会計検査が入ってこういった形になったわけでございますけれども、入らなかったことによってこれが発覚しなかったかどうかについては分かりかねます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 会計検査院の検査が入ることを察知をして、早々に返還したというふうに見えるんですけども、そういう理解でいいですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 実際に会計検査は平成26年2月20日に入っておりますので、その前の1月15日の段階で元職員の指示によって介護療養病床に転換されていなかったことを理由に交付金を返還するという起案を上げさせて、元職員が自分で決裁をしております。その段階でそういった判断を進めていったと考えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、本来であれば対象の金額であるのに、市長、副市長の決裁も受けていない、それから当初、もともと対象とならない施設で申請を上げたこと、それから、医療機関の確認が取れていないのに病床転換を前提として交付金を申請をして、転換されていることを確認もしないで実績報告を上げたことというふうに考えてくると、当然、市の職員たちがその不正というか、対象にならない申請を上げているということは分かるはずじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 元職員の指示によって、交付金の申請手続等を行っていた当時の担当職員も、これは交付金対象外だということで元職員に相談したところ、国と調整するから、付け替えるからと。当初のC施設で申請をして、後にB施設に振り替えるからという、それを国のほうで調整するからという言葉信じて、そのとおり進めていったという供述を聴き取り調査しております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 職務上の上司ではない人からの指示で何かいろいろ不審な点はあるけれども、その言葉を信じてやるという、しかもそれってもちろん一人の方ではないわけですよ。市として、部署として、全体としてそういうことになったわけですよ。それって何が理由なんですか。その時点でも、例えばパワハラがあったとか、指示をそのままやらなければいけない理由があったとか、何かあったんですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 当時、おっしゃるとおり、元職員は国におりまして、実際に事務を行ったのは引き継いだ担当の職員ではございますけれども、特にパワハラとかそういったことの報告等は受けておりませんが、元職員が国と調整してやるからという言葉信じて、担当職員が、市全体として、そのことを信じて事務を進めていったのが事実だと思います。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、市の職員としての遵守をしなければいけない様々な規定があると思うんですが、そうしたことよりも、元職員の言葉のほうを優先して信頼したということですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 結果としてみれば、元職員の話信じて事務を進めていったというのが事実でございます。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 そもそも論で、4,500万円というのは何に使ったのかなというのが疑問でならないんですけども、要するに交付対象物件でもない、建築した後に申請をして交付金、市の補助金として支出しているわけですよ。それがなぜ4,500万円、何に使ったのかな。完成した後ですよ。その後すり替えて建設事業主に4,500万円支出しているんですよ。それが不思議でならないんですけども。なおかつ交付申請書もないんですよ、その当時は。申請の段階では。でも、会計検査院が入ったときには、後づけかもしれませんが、その会計検査院の資料の中には交付申請書ができて入っているんですよ、もらった資料の中に。申請段階では交付申請書がないにもかかわらず交付している。

市として、今回の一連の事件があって、4,500万円、建設事業主にどういうふうに使われましたかなんて確認はしましたか。確認する義務があると思うんですよ、これ税金を投入して返

還していますから。それはやられたのでしょうか。その確認ですけれども。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 交付金対象でありますA事業者に対しまして、その交付金の用途について確認したという事実は、確認できておりません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 できておりませんじゃなくて、やるべきだと思うんですよ。税金ですよ、これ税金。加算金も1,111万500円つけているんですよ。これは、返す期間が若干遅れたのかもしれないですけれども、議会の議決後に返していますから。もっと早く何かの対応をすればもっと加算金は減ったのかもしれないですよ。そういう対応をしているのに、これ税金を投入しているのに、相手がもらって何に使ったかも調べない、それ説明つきますかね。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この交付金の趣旨といたしましては、介護療養病床の受皿として創設した施設の1床100万円の45床分ということで交付しておりましたので、その建設費用に充当したかと認識しております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 全てもう対応できた後に支出しているんですよ。もう出来上がってしまっていて。そこに後づけかもしれないですけれども、1床100万円で45床で4,500万円つけているんです。そういうふうに見えるんですけれども、これ。制度上の中身は分かりましたよ。だけれども、実際交付しているんだったら、それを確認する義務が市としてあるのではないですか、返還金が生じた時点で。それを確認しているんですけれども。それはやらないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 現段階で、当時返還が生じた場合でも、A事業者に対して確認してはいないと思います。また、今後についても、特にそういった予定はございません。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 これ税金投入して、全くやらない予定ですよということで、やらないということですよ。それで説明つきますか。これ部長、どう思いますか。

○安保友博委員長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 事業者に対する聞き取りとかというような御質問でございますが、これは、当然現時点では、先ほどから課長のほうで御説明をしているとおり、善意の第三者でなかったということが確認ができていないということで、現時点ではまだ事業者に対して、アプローチはしていないわけでございますが、これから当然公判が進んでいく中で、また新たな事実が判明した場合には、それに基づいて適切に対応していくものと考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 善意の第三者云々というのはよく分からないんですけれども、ないと判明したらというんですけれども、じゃ何があったら善意の第三者ではないということが言えるんで

すかね。それは今後の過程で分かるとおっしゃいましたよね。

○安保友博委員長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 現時点で、何がということはお答えできませんが、それは公判の過程の中でそういう事実が出てきた場合には、そのような対応になると考えております。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 これ税金の使い方だから、仮に住民監査請求が起きたときにもう即座に動かないと駄目なような気がしますけれども、その公判の云々よりは。そういうことも考えられると思いますので、早めに準備しておいたほうがいいんじゃないですかね。

○安保友博委員長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それは御指摘を受けて、内部で調整をしております。

○待鳥美光副委員長 議事を委員長と交代します。

安保委員。

○安保友博委員 今のところで、A事業者が善意の第三者でなかった云々の話がありましたけれども、税金の交付というのは処分性があるというふうに言われていますけれども、その中で、善意の第三者であれば処分の取消しができないとか、そういう話というのは、それは弁護士とちゃんと協議した上でのお話なんでしょうか。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 そういったことも含めまして、顧問弁護士と協議を重ねてまいりました結果、そういった結論に現段階では達しておりますけれども、今後公判の展開によっては、どういう状況になるかというのはまだ分かりかねます。現段階ではということでお話しさせていただいたところでございます。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そうすると、顧問弁護士の見解として、もしA事業者が善意の第三者と認められる場合には、処分の取消しはできないという判断を和光市がするという事で間違いはないですか。

○安保友博委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それについて、そのときに顧問弁護士と慎重に協議して決めていきたいと思います。現段階ではお答えはできかねますので、今後の公判次第によって、その内容によってまた対応も変わってくるかと思っておりますので、適正に対応していきたいと考えております。

○待鳥美光副委員長 安保委員。

○安保友博委員 そうじゃなくて、行政処分に対して、善意の第三者であれば、その処分の取消しができないですよという判断を誰がどの時点でしたのかという確認です。

○待鳥美光副委員長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 これも顧問弁護士と協議している中で、現段階ではそういった結論

であるというところでございます。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、次に進みたいと思います。

休憩します。(午後 3時42分 休憩)

再開します。(午後 3時50分 再開)

次に、資料4について質疑を行います。

順次質疑を願います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 それでは、資料番号4について何点か質問させていただきます。

まず1点目でございますが、こちらの定期巡回サービスにおけるシステムの仕様書というのがございますが、こちらの13ページにシステム導入スケジュールと取組の内容というのが記載されております。こちらによりますと、1、導入準備、2、試験運用、3、評価、4、計画というふうに段階が分かれておりますが、それぞれいつ実施され、どれくらいの期間を要したのか伺います。

2点目です。同じく仕様書の12ページでございますが、こちらシステム構成が記載されております。ハードとシステムというのが存在しているのかどうかというところでお伺いしたいんですが、また、使用実績があるのかというところでお伺いしたいと思います。

こちらのシステム構成によりますと、3つに領域が分かれておりまして、まず1つ目が在宅の患者宅と訪問先で使用するというふうにされているタブレット。そして、2番目といたしまして、各事業所については、このクライアントPC、そして3番目として、クラウドとして情報共有システムというふうになっておりますが、これは恐らく納品業者のサーバーだというふうに認識いたしますが、それぞれこちらのハードが存在しているのか、そして、実際に使用実績があるのかということでお伺いしたいと思います。

3点目でございます。仕様書の6ページでございます。

こちら既存のシステムと連携しているということになっておりますが、当然、既存システムを連携させる場合というのは、その改修というのが必ず必要になってくるわけですが、このシステムの改修というのが実施されたのかどうか伺います。

また、既存システムのほうを保守している業者との契約、もちろん改修が入る場合は契約というのは必ず発生するわけでございますが、こちらはどうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

4点目でございます。こちら契約のことに関してでございますが、この議会の閉会日、議決された日でございますが、その日とシステムの納品の日が同日に実施されております、平成26年12月22日でございます。こちらどういった状況でこの同日に実施されているのかということ

で伺いたいと思います。

次、5点目でございます。和光市では、このように議決とシステムの納品日が同日に実施されるというような、このような契約の仕方が当たり前に行われているのか、あるいはイレギュラーなものだったのかということをお伺いしたいと思います。

○安保友博委員長 続いて、松永委員。

○松永靖恵委員 先ほどと関連なんですけれども、使用実績において、定期巡回における情報共有システムというもの自身が存在しているのかというのを伺いたいと思います。

○安保友博委員長 質問に対する答弁を願います。

田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、資料番号4番について回答を申し上げます。

4-1から4-6は全てにおきまして、現在、顧問弁護士に調査を依頼しているところがございます。調査結果によりましては訴訟提起の予定もございますので、現時点におきましては、個々の回答については差し控えさせていただきたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 3時56分 休憩）

再開します。（午後 4時50分 再開）

質疑はまだ残されていますが、本日はこの程度にとどめ、次回に引き継ぎたいと思います。次回の日程ですが、追って連絡するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上となります。

そのほか何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 4時50分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博